

四日市市上下水道局告示第26号

四日市市下水道使用料過納金還付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成28年8月31日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市下水道使用料過納金還付要綱を廃止する要綱

四日市市下水道使用料過納金還付要綱（平成20年四日市市上下水道局告示第40号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

（上下水道局 管理部 生活排水課）